

木更津市心の教育推進協議会規約

(設 置)

第1条 木更津市立小・中学校における心の教育の充実及びそれに関わる問題の解消をめざし、心豊かなたくましい児童生徒を育成するために、家庭・地域社会・学校及び行政が一体となってその対策を協議・推進することを目的として、木更津市心の教育推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(事業内容)

第2条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 心の教育及びそれに関わる問題について情報収集、情報交換を行い、実態把握を行う。
- (2) 心の教育及びそれに関わる問題について共通理解を図り、その充実と問題の解消に向けて、指導・援助の推進及び啓発活動を行う。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業及び関係諸機関・組織との連携を図る。

(委員の構成)

第3条 協議会は、委員17名以内で組織し、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 小中学校関係者 | 6名 |
| (2) P T A関係者 | 1名 |
| (3) 社会教育関係者 | 4名 |
| (4) 児童家庭課職員 | 1名 |
| (5) 学識経験者 | 5名 |

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員がかけた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(役 員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第3条 第1項 第1号の委員のうちから互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、1名を置き、会長の指名により定める。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課が担当する。

(委 任)

第8条 この規約に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。